

林産物生産支援事業実施要領

令和4年11月1日付4産労農森第892号

(目的)

第1条 林産物生産支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、林産物生産支援事業実施要綱（令和4年11月1日付4産労農森第889号。以下「実施要綱」という。）、林産物搬出運搬支援事業補助金交付要綱及び生産資材調達支援事業交付要綱（令和4年11月1日付4産労農森第890号及び令和4年11月1日付4産労農森第891号。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(補助事業の内容等)

第2条

- 1 林産物搬出運搬支援については、別紙1のとおりとする。
- 2 生産資材調達支援については、別紙2のとおりとする。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める事業を実施しようとする者は、交付要綱に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

第 1 事業対象森林

本事業の対象となる森林は、都内の森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象となっている私有林（以下「森林」という。）とする。

第 2 補助事業者

本事業による補助を申請できる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費を負担している者で、かつ以下のいずれかに該当する者とする。

1 森林所有者

実施要綱第 2 に規定する森林所有者は、第 1 に規定する森林を所有する者とする。

2 林業経営体

実施要綱第 2 に規定する林業経営体は、①森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により素材生産を行っている、のいずれかに該当する者とする。

3 きのこ生産者

実施要綱第 2 に規定するきのこ生産者は、都内できのこを原木栽培し、過去 1 年以内に販売の記録が確認できる者とする。

4 その他森林整備をする者

実施要綱第 2 に規定するその他森林整備をする者は、森林所有者等との協定等に基づき森林の整備をする者とする。

第 2 補助事業の内容

知事は、補助事業者が都内の森林から林産物を搬出・運搬する際に必要な経費について補助するものとする。ここでいう林産物は、シイタケ原木（以下「原木」という。）又は薪とする。

第 3 補助対象経費

補助対象経費及び補助金額の算出方法は別表のとおりとする。

第 4 事業の手続き

1 搬出及び運搬の場合

- (1) 補助事業者は、搬出を実施しようとする際は、知事に補助金の交付を申請するものとし、知事から補助金交付の決定を受けた後に、林産物の搬出を開始するものとする。
- (2) 補助事業者は、林産物を搬出した際は、集材地において知事の確認を受けるものとする。
- (3) 補助事業者は、林産物の販売先が指定する納品場所又はきのこ栽培場所(以下「市場等」という。)への運搬が完了した際は、別に定める林産物数量表及び別に定める林産物運搬数量集計表を添えて、知事に実績を報告するものとする。ただし林産物数量表は、林産物の販売先が作成した、数量等が記載された取引伝票がある場合は、当該取引伝票の写しに代えることができるものとする。

2 運搬のみの場合

- (1) 補助事業者は、運搬を実施しようとする際は、知事に補助金の交付を申請するものとする。補助事業者は、林産物を運搬する前に、林産物の集積地において、知事の確認を受けるものとする。
- (2) 補助事業者は、市場等への運搬が完了した際は、別に定める林産物数量表及び別に定める林産物運搬数量集計表を添えて、知事に実績を報告するものとする。ただし林産物数量表は、林産物の販売先が作成した、数量等が記載された取引伝票がある場合は、当該取引伝票の写しに代えることができるものとする。

1 補助対象経費	林産物を生産するために伐倒した広葉樹に係る次の経費 (1) 伐倒地から集材地への搬出に係る経費 (2) 林産物の集積地から市場等までの運搬に係る経費	
	林産物の条件	
	原木	薪
	シイタケ等のきのこ生産に使用する概ね原木標準規格を満たす広葉樹材であって、かつ次のいずれかを満たすものであること。 (1) 東京都椎茸生産組合連合会、都内のきのこ生産者又はその組織する団体に販売若しくは無償で引渡すもの。 (2) きのこ生産者が自らのきのこ生産に供するもの。 原木標準規格： 径8～12cm、長さ90cm	(1) 都内外に販売するもの。
2 補助金額の算出	原木	薪
	単価	
	(1) 搬出及び運搬：一本当たり 160 円 (2) 運搬のみ：一本当たり 50 円	(1) 搬出及び運搬：1 kg 当たり 13 円 (2) 運搬のみ：1 kg 当たり 4 円
	補助金額の計算方法	
	(1) 上記の単価に数量（本数）を乗じた金額とする。	(1) 上記の単価に数量を乗じた金額とする。 (2) 数量は、重量の実測値又は束の規格毎に3束以上のサンプルの重量を実測し、平均して算出した1束当たりの重量に当該規格の束数を乗じて算出するものとする。

第1 補助事業の内容

知事は、東京都椎茸生産組合連合会（以下「都椎連」という。）がシイタケ原木（以下「原木」という。）等の生産資材を仕入れるための経費について補助するものとする。

第2 補助対象経費

- 1 シイタケ原木の仕入れに係る経費とする。

補助金額は、有償で仕入れた原木の数量（本数）に、以下の単価を乗じた額とする。

原木1本当たり 120円

第3 事業の手続き

- 1 都椎連は、補助事業を実施しようとする際は、知事に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 都椎連は、知事から補助金交付の決定を受けた後に、原木の仕入れを開始する。
- 3 都椎連は、補助金の対象となる原木の仕入れが完了した時は、別に定める原木仕入れ数量集計表並びに本数及び樹種が記載された仕入れに係る取引伝票の写しを添えて、知事に実績を報告するものとする。
- 4 都椎連は、知事の要求があったときには、補助金を受けて実施したあつ旋販売の実績を報告しなければならない。